

新潟市小須戸老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市小須戸老人福祉センターの使用料の徴収を平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市秋葉区小須戸 3870 番地 2 新潟市小須戸老人福祉センター	新潟市西蒲区巻甲 5465 番地 4 株式会社関越サービス 代表取締役 小川 明彦